

第3回岩出市公共下水道事業運営審議会

議事概要

1. 日 時 平成25年10月23日(水) 13:30~16:00
2. 場 所 岩出中央公民館 第1会議室
3. 出席者 会長他委員9名、事務局6名
4. 議 題
 - (1) 前回議事概要の報告について
 - (2) 下水道普及促進策、消費税率について
 - (3) 公共下水道事業運営審議会答申骨子(案)について
5. 会議形式 公開
6. 傍聴者 なし
7. 議事概要
 - 司会者 開 会
 - 会 長 挨 拶
 - (1) 前回議事概要について事務局から報告
 - (2) 下水道の普及促進に関する広報活動(事務局から説明)
下水道の整備効果に関する改善事例
消費税率の変更に関する資料
 - (3) 公共下水道事業運営審議会答申骨子(案)について(事務局から説明)
8. 主な質疑応答・意見

事務局

(前回議事概要の報告)

会 長

前回の審議で経済支援については不公平にならないように現行のまま続けて、広報活動の強化について議論をしていくことを確認したので、その旨を議事概要に追加する。

意 見

新たな経済的支援などの議論が前回の審議で終わりにするのでなく、もっと議論されるべきであると思う。

会 長

議事録を確認しますが、前回審議で「次回は普及促進についてソフト事業をどうするか」ということになっています。ソフト事業を中心にいかに広報活動を強化するか議論をしていくことになっています。

今すぐ経済支援をどうこうするのではなく、いかに広報活動を強化することを中心に考え、新たな経済支援策は必要であれば今後、宿題として検討していくということで終わっていると思います。

事務局

(普及促進に関する広報活動(案)、下水道の整備効果に関する事例について説明)

質 疑

戸別訪問は実際には職員では対応しきれないと思いますが、具体的にはどのように考えているか。

事務局

シルバー人材センターや市OB、自治会など外部の力を活用しながら進めていきたい。

意 見

フェイスブックなどを活用し、本人だけでなく周りから情報を拡げていくというような、もう1つ飛躍したPRも考えてはどうか。

訪問員についてはアルバイト代を払ってでも実施してもらいたい。できれば各地区に配置できるぐらいに予算をとってもいいのでは。

会 長

小学校へ出前講座を行い、環境教育を推進する。環境教育に力を入れている岩出市は住みよい街だとPRできる。

下水道協会から環境教育について助成金制度もあるので、それらの活用も。

意 見

国土交通省の河川協会からも無償で水生生物調査に来てもらえます。

浄化センターが中島にあるのだから山崎小学校の児童に経年的な変化を調べてもらえるような取り組みを、市が助成してバックアップするような形をとれないか。

会 長

私たちが知らない助成制度や環境教育に対する国の支援があるかもしれないので、教育委員会と連携して子どもたちに豊かな岩出市を広報して頂きたい。

意 見

区域によっては、その地域の中で数件だけ接続していないという状況もあるので、戸別訪問については、いきなり訪問しても構えられてしまうと思います。書面で送付してアンケートを取るなどし、接続できていない理由を把握してから対策を立てるのが良いと思います。

意 見

アンケート調査を実施して接続できない理由、問題など市民の意見を吸い上げることは大事である。

意 見

団地内の道路が開発会社名義のまま残っている場合の下水道工事を実施してもらう手順を、住民の方にわかりやすくしてもらいたい。

事務局

そのような場合は、道路所有者の承諾を得てから、沿線の住民の方に整備後は繋いでもらうという確認をとって工事をしています。

質 疑

供用開始区域では新築家屋の場合、公共下水道を使用するように指導できないのか。身近な川のデータはないのか。

事務局

供用開始区域において建築基準法で新築家屋については公共下水道を使用することが定められております。

今回の資料は普及によって水質改善された事例ということでしたので、岩出市では該当する事例がなくご紹介できませんでした。

質 疑

愛媛県の事例ではBODの数値がでていますが、岩出市では住吉川、根来川、春日川の3つぐらいになると思いますが、調査していますか。

事務局

環境基準点であれば県で測っていますが、その川では調査していません。

意 見

年1回でいいので時期を決めて測定してはどうか。データを取っておけば将来のPRの材料になると考えます。

会 長

身近な事例があればわかりやすい。国の補助金などを利用して小学校で測ってもらうなど教育に組み込めれば、市として環境が良くなっていくのを実感できる。

会 長

長野県上田市のリーフレットには合併浄化槽の維持管理費と下水道のランニングコストを比較したものを載せています。戸別訪問の際にこのような資料を訪問員さんに持って行ってもらえれば解りやすいのでは。

質 疑

香川県の多度津町で実施されている下水道貯金とはどういうものなのか。

事務局

前回資料3の22ページに記載させて頂いております。多度津町の場合奨励金は3万5千円ですが、岩出市の利子補給制度で上限5万円となっており、手厚くなっております。

意 見

経済的な支援策をもっと積極的に考えるべきではないのか。経済的な支援は上位にあるべきで促進策として何が重要かを考える必要があるのでは。

会 長

事務局の説明では、今までの広報活動ではきめ細やかな対応という部分で実施できていなかった点がありますので、まずはしっかりと広報活動を行うということが大前提で、そのうえでどうしても足りなければ経済的な支援という流れではないでしょうか。経済的な支援を第一にしまうと、ソフト事業の欠けている部分を重視して補っていくことができなくなる可能性があります。

意見

経済的支援について最初の審議会でも随分議論しました。いろいろな制度の意見が出ましたが、最終的には助成金制度と利子補給制度になりました。この助成金制度は全国的にみてもトップクラスの制度だと思います。まだ供用開始して5年で本当にこのやり方がダメなのかどうなのかわからない現状だと思いますので、アンケートを取って次の審議会ですらに助成が必要なかどうか考えるのが現実的な手法ではないか。

会長

現在の助成制度は市としては手厚い助成制度を設けているということですから、これについて次の審議会ですらに問題を十分に把握したうえで検討するとまた違う助成があるかもしれませんので、次で検討するのはどうでしょうか。

意見

下水道接続準備のために未整備地域への広報が必要なのではないか。

事務局

市では市政懇談会を実施しておりますので、市民の皆様と直接お話しできる場を活用しまして、情報提供に努めてまいります。

意見

戸別訪問について、訪問時期の周知徹底と訪問員の最初の印象が今後の対応に大きく関わってくるので十分気を使っていたきたい。

事務局

(消費税率の変更について説明)

質疑

国の通達文書では適切な転嫁をして対処するとだけ書いてあり、しなければならないとは書いていない。岩出市の下水道料金において転嫁しなければならない理由がわからない。

事務局

市として消費税増税分を転嫁しなければならない理由は、消費税法で定められているからです。転嫁しないとなれば、本体価格の値下げとなります。下水道事業は会社に例えますと赤字経営となっています。一般会計から繰り入れをして経営しておりその状態で使用料を下げるということは普通の経営ではありえません。我々としては法律に基づいて事務を実施します。

意見

市も納税義務者であり消費税が8%になれば8%の消費税を払わなければならない。増税分を転嫁しないとなれば、市の税収での負担ということになりますので、転嫁せざるをえないと思います。適正な転嫁には、行政は適正な説明が求められると考えられますので、わかりやすい説明をお願いします。

意見

消費税は預かり金であって、実際には下水道の運営には関係ないと私は考えます。

消費税率は国が決めることであって、問題は税率が変わった場合どう対処するのか、また転嫁した場合市民の皆様にとどのように説明するのかを議論する方が重要だと思います。

意見

現時点では閣議決定されている8%の話しかできないのではないかと。市として上水道等と相談して適正な転嫁の説明をしていただきたい。

会長

上水道などの公共料金と一緒に適正に転嫁されたことがわかるように説明してもらいたい。

意見

先の10%については今後の課題ということでどうでしょうか。定率減税という話もありますし、流動的なので次の対応ということで。

会長

8%になった場合は適正に転嫁するということがよろしいでしょうか。審議会の意見として答申を出さなくてはなりませんので、8%までは適正に転嫁するということが了解を得たということによろしいでしょうか。

意見

私はそれについて納得いかない部分があります。考え方の違いというのがあると思いますが、その部分については皆さんと違うところがあると思います。

事務局

消費税については、あくまで国が決定する事項ですので、事務局としましては国の決定事項に基づいて適正に対処するということになります。国が10%にすれば我々が10%にしないということはありませんので、法律に基づいて適正に対処するというご判断をお願いします。

会長

消費税率の数字ではなく国の方針が提示された時点で、便乗値上げなどにならないよう適正に対処するということが、審議会の答申をまとめたい。

事務局

(答申骨子(案)について説明)

意見

次にどこの地域を拡げていくかという方針を入れればどうか。

事務局

事業計画については計画区域を定めた場合、図書を設置して縦覧期間を設けています。また整備区域についてはインターネットで公開しており、およそ6～7年以内に整備する区域の情報は市民の皆様にご覧いただき公開させていただきます。

質疑

最終的な答申を出したあとも審議会は続くのか。

事務局

答申を出せば審議会は終了です。本日の骨子案についてご了承いただきましたら、肉付けして文章化したものを事前配布して見て頂きまして、次回の審議会で議論頂き大きく内容が変わらなければ、それを正案として採択頂きます。

採択案が出来上がりましたらご確認いただきまして、市長に答申を渡して頂くこととなりますので、あと概ね2回の開催を予定しています。

質 疑

次に第4次認可区域を定める時に、第5次認可区域の見込み区域を出せないか。

事務局

法に基づく事業計画は公表させていただいておりますが、さらにその先の計画となりますと、作成できなくはないですが、例えば開発業者がそれを基に土地を買われた場合には責任問題等も出てまいりますので、基本的には法に基づいた計画区域の公表が妥当だと考えています。

会 長

説明があった項目で答申を作成してください。

9. 次回日程

11月の末頃に時間は同じく13時30分で、事務局で調整して連絡をしてください。